

老発0122第2号
令和6年1月22日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める事由」の告示について（通知）

介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和6年厚生労働省告示第19号。以下「告示」という。）については、本日、別添のとおり告示され、令和6年4月1日より適用されることとなりました。

告示の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 本告示の趣旨

令和6年度から第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）が開始されることを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）がとりまとめられたところであり、当該意見を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間の開始に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業費額について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第383号）による改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定に基づき、所要の改正を行う。

第2 本告示の内容

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に関し、介護予防・日常生活支援総合事業費額が同条第4項の政令で定める額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における事由は、次のとおりとすること。

- 1 災害による居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加
- 2 法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施
- 3 当該年度の75歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。）が1を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施
- 4 当該年度の前年度の10月1日における人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。）が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施
- 5 上記に掲げる事由のほか、厚生労働省老健局長が定める事由

第3 適用期日

令和6年4月1日

○厚生労働省告示第十九号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の十三第五項の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年一月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

- 介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由
- 災害による居宅要支援被保険者等(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。次号において「法」という。)第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)の数の増加
 - 法第八条の二第二項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(次号において「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施
 - 当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率(介護保険法施行令第三十七条の十三第八項第五号に規定する七十五歳以上被保険者数変動率をいう。)が一を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施
 - 当該年度の前年度の十月一日における人口(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)が一万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施
 - 前各号に掲げる事由のほか、厚生労働省老健局長が定める事由